

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	質問回答
1	入札説明書	P14	IV	4	(1)	ウ				実績	「浸出水処理施設の建設工事を元請けとして施工した実績を有する者」と記載がありますが、建設工事とは増設工事や改造工事を除く新設工事に限るものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	P14	IV	4	(1)	オ				技術者の配置	「建設業法における機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること」と記載がありますが、事業契約締結が令和5年3月頃とあり、主任技術者又は監理技術者の配置期間は令和5年4月当初開始と考えてよろしいでしょうか。	建設業法における主任技術者又は監理技術者（以下、技術者という。）の配置期間に関しては、施工計画書等の工事書類作成着手時から契約工期の末日までの期間を必ず含むものとし、これ以外の期間については技術者を配置しないことも認めます。 また、技術者の配置期間のうち、専任を要しない期間については「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」によるものとし、現場施工に着手するまでの期間やプラント機器等の工場製作のみが行われている期間などについては、工事現場への専任を要しないものとします。 なお、具体的な配置期間及び専任を要しない期間については、提案された工事工程表を基に協議により決定することとします。
3	入札説明書	P15	IV	4	(3)	エ				技術者の配置	「建設業法における建築一式工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること」と記載がありますが、事業契約締結が令和5年3月頃とあり、主任技術者又は監理技術者の配置期間は令和5年4月当初開始と考えてよろしいでしょうか。	
4	入札説明書	P14	IV	4	(1)	オ				技術者の配置	設計・建設業務の契約期間のうち、プラント設備の実施設計を行う期間についても、建設業法における主任技術者又は監理技術者の配置は必要でしょうか。	
5	入札説明書	P15	IV	4	(3)	エ				技術者の配置	設計・建設業務の契約期間のうち、建築物等の実施設計を行う期間についても、建設業法における主任技術者又は監理技術者の配置は必要でしょうか。	
6	入札説明書	P14	IV	4	(1)	オ				機械器具設置工事業に係る監理技術者の専任配置	本工事は工場製作期間が伴う工事であるため、国交省の監理技術者制度運用マニュアルに準じ、工場製作期間（兼任）と現地工事期間（専任）に分けて配置することで宜しいでしょうか。	
7	入札説明書	P14	IV	4	(1)	オ				技術者の配置	「建設業法における機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること」と記載がありますが、主任技術者又は監理技術者の配置期間につきまして「千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領」は適用されるでしょうか。	本工事は、千葉県が発注する工事ではないため、「千葉県建設工事フレックス工期契約制度」は適用しません。 技術者の配置期間に関しては、質問No. 2～5の回答のとおりです。
8	入札説明書	P15	IV	4	(3)	エ				技術者の配置	「建設業法における建築一式工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること」と記載がありますが、主任技術者又は監理技術者の配置期間につきまして「千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領」は適用されるでしょうか。	

No	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	質問回答
9	様式集	様式 2-6、 2-8、 2-9									要件確認書	各業務を行う者の要件に「（複数人の提出を認める）」とありますが、落札者決定後において、申請時の複数人の中から配置する技術者を選定すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式集	様式 2-6、 2-8、 2-9									要件確認書	施工及び運営開始時期までに期間があるため、申請時の技術者を確保できない場合は、同資格を有する技術者への変更は認められるでしょうか。	原則として変更は認めません。変更の理由がやむを得ないものであると市が認めた場合には変更の要請に応じます。
11	様式集	様式 2-9	②								運営企業の要件確認書	運営維持管理業務期間は15年3か月と長期になるため、申請時の技術者を継続して配置できなくなることが想定されますが、同資格を有する技術者への変更は認められるのでしょうか。	
12	様式集	様式 2-6、 2-8、 2-9									要件確認書	各業務を行う者の要件の技術者を配置できることを証明する書類（資格の免状の写し等）とは、免状の写し及び健康保険証でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式集	様式 2-6	②								本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件確認書	施工実績を証明する書類は、契約書及びCORINSの写しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式集	様式 2-9	①								運営企業の要件確認書	浸出水処理施設の運転管理業務実績を元請けとして有することを証明する書類は、契約書の写しでよろしいでしょうか。	契約書の写しのほかに、委託業務認定通知書などの履行確認ができる書類を提出してください。履行確認できる書類がない場合は、本市から発注者に問い合わせ確認する場合があります。